

入札制度が変わりました

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

- ※入札時に提出がないと**入札無効**となります (**追完不可**)。
- ※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

- ※入札時に提出がないと**入札無効**となります (**追完不可**)。
- ※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
- ※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
- ※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

- ※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

長野地方裁判所佐久支部 執行官室 Tel 0267-67-7383

物件明細書等写

長野地方裁判所佐久支部

<注 意> 必ずご覧ください。

この競売事件において、裁判所が一般の買受希望者に提示できる資料は本ファイルのみです。入札を希望される場合は下記の点に留意し、調査検討してください。

記

- 1 現況調査報告書や評価書に今回の売却の対象ではない物件の記載のある場合や複数の物件を分割して売却が実施される場合があります。売却実施命令に添付されている物件目録の物件番号等を確認してください。
- 2 買受希望者が入札手続を済ませた場合でも、事件の取り下げや停止などにより売却が中止になる場合があります。
- 3 競売事件は、一般の不動産売買のように売主（又は業者）による現地の案内や説明、隣地所有者との境界の確認を行っておりません。必ず自身で物件の確認をしてください。ただし、現地確認をされる場合でも敷地や建物への立ち入りを居住者に求めることはできません。これらの点をふまえて買受申出を検討してください。
- 4 物件の占有者に対して明け渡しを求めるために、裁判所に対し引渡命令の申立や明渡の訴訟を提起しなければならない場合があります。
- 5 裁判所の掲示板等に競売事件についての説明や注意が記載されていますのでご覧ください。
- 6 物件の内容について、電話での照会には応じていません。

※ 事件の利害関係人（当事者や担保権者等、裁判所が利害関係を有すると認める者）以外の方は、公告期間以外には物件の資料を閲覧することはできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月27日

長野地方裁判所佐久支部

裁判所書記官 工 藤 賢

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月11日 午前 9時00分から 令和 8年 6月18日 午後 4時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月23日 午前10時00分 場 所 長野地方裁判所佐久支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 7日 午前10時00分 場 所 長野地方裁判所佐久支部
特別売却 実施期間	令和 8年 6月25日 午前 9時00分から 令和 8年 6月25日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月27日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

1 所 在 北佐久郡軽井沢町大字長倉字赤岩
地 番 2 1 4 8 番 1 4 6
地 目 宅地
地 積 5 3 3 . 5 2 平方メートル

所有者 A

2 所 在 北佐久郡軽井沢町大字長倉字赤岩 2 1 4 8 番地 1 4
6
家屋 番号 2 1 4 8 番 1 4 6
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
床 面 積 1階 1 5 9 . 4 0 平方メートル
2階 2 4 . 0 6 平方メートル

所有者 株式会社塩壺温泉

物 件 明 細 書

令和 8年 4月 3日

長野地方裁判所佐久支部

裁判所書記官 工 藤 賢

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

(株)塩壺温泉が占有している。同社の代表者は本件所有者(A)である。

【物件番号2】

本件所有者((株)塩壺温泉)が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

このほか、BITのお知らせメニューにも登載されています。

物 件 目 録

1 所 在 北佐久郡軽井沢町大字長倉字赤岩
地 番 2148番146
地 目 宅地
地 積 533.52平方メートル

所有者 A

2 所 在 北佐久郡軽井沢町大字長倉字赤岩 2148番地146
家屋 番号 2148番146
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 159.40平方メートル
2階 24.06平方メートル

所有者 株式会社塩壺温泉

令和7年(又)第16号
令和8年1月8日受理
令和8年2月26日提出
(評価人 西入 将光)

現況調査報告書

長野地方裁判所佐久支部

執行官 松 葉 豊 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 北佐久郡軽井沢町大字長倉字赤岩
地 番 2148番146
地 目 宅地
地 積 533.52平方メートル

所有者 A

2 所 在 北佐久郡軽井沢町大字長倉字赤岩 2148番地14
6

家屋 番号 2148番146

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 159.40平方メートル
2階 24.06平方メートル

所有者 株式会社塩壺温泉

不動産の表示	「物件目録」のとおり														
住居表示	(住居表示未実施)														
土地	物件1														
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> 雑種地(物件)														
形状	<input checked="" type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図(概略図)のとおり														
占有者及び占有状況	<input type="checkbox"/> 土地所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者(株式会社塩壺温泉) 上記の者が土地に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり														
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)														
その他の事項															
建物	物件2														
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:														
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種類:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積:</td> </tr> </table>	{	種類:		構造:		床面積:								
{	種類:														
	構造:														
	床面積:														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を居宅(空き家)として、使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)														
その他の事項															
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成</td> <td>年()</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> </tr> </table>	{	地方裁判所	支部	平成	年()	第	号		保管開始日	平成	年	月	日	
{	地方裁判所	支部	平成	年()	第	号									
	保管開始日	平成	年	月	日										
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図(概略図)のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図（概略図）、建物間取図（概略図）及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件土地は、本件建物の敷地として利用されている。
- 3 本件土地と周囲の土地との境界は、いずれも判然としないが、本件土地は、いわゆる14条地区が備え付けられた地域にあり、境界の復元は可能と思われる。
- 4 本件建物は、屋根の歪みや外壁の傷み、床の抜け落ち等、相当程度老朽化が進んでいる。
- 5 本件建物の南側に下屋がある。同下屋部分には周壁が設けられている。
- 6 本件建物の建物図面は備え付けられておらず、土地建物位置関係図（概略図、6枚目）は、公図に本件建物の現況を落とし込んだものであるが、これによれば、本件建物の玄関前に大きく張り出した庇が西側の道路にはみ出し、あるいは本件建物の東側部分が2148-93（所有者：A）の土地にはみ出している可能性がある。
- 7 現地での調査を踏まえ、Aに対して、本件物件の利用状況等を尋ねる照会書を送付したが、これまでに回答はない。
- 8 本件物件は、債務者である株式会社塩壺温泉所有の建物が、債務者であり同社の代表者であるA所有の土地を利用している関係にあるが、7のとおり、Aから回答はなく、その利用権は不明である。
- 9 本件建物は、相当程度の期間、日常的な人の出入りはないものと考えられるほか、建物内には、債務者株式会社塩壺温泉のものと思われる帳簿等の書類や什器備品等が確認できる一方、その他第三者が使用占有する徴憑は見られなかったことから、本件各物件の占有状況等について、2、3枚目のとおり認定した。

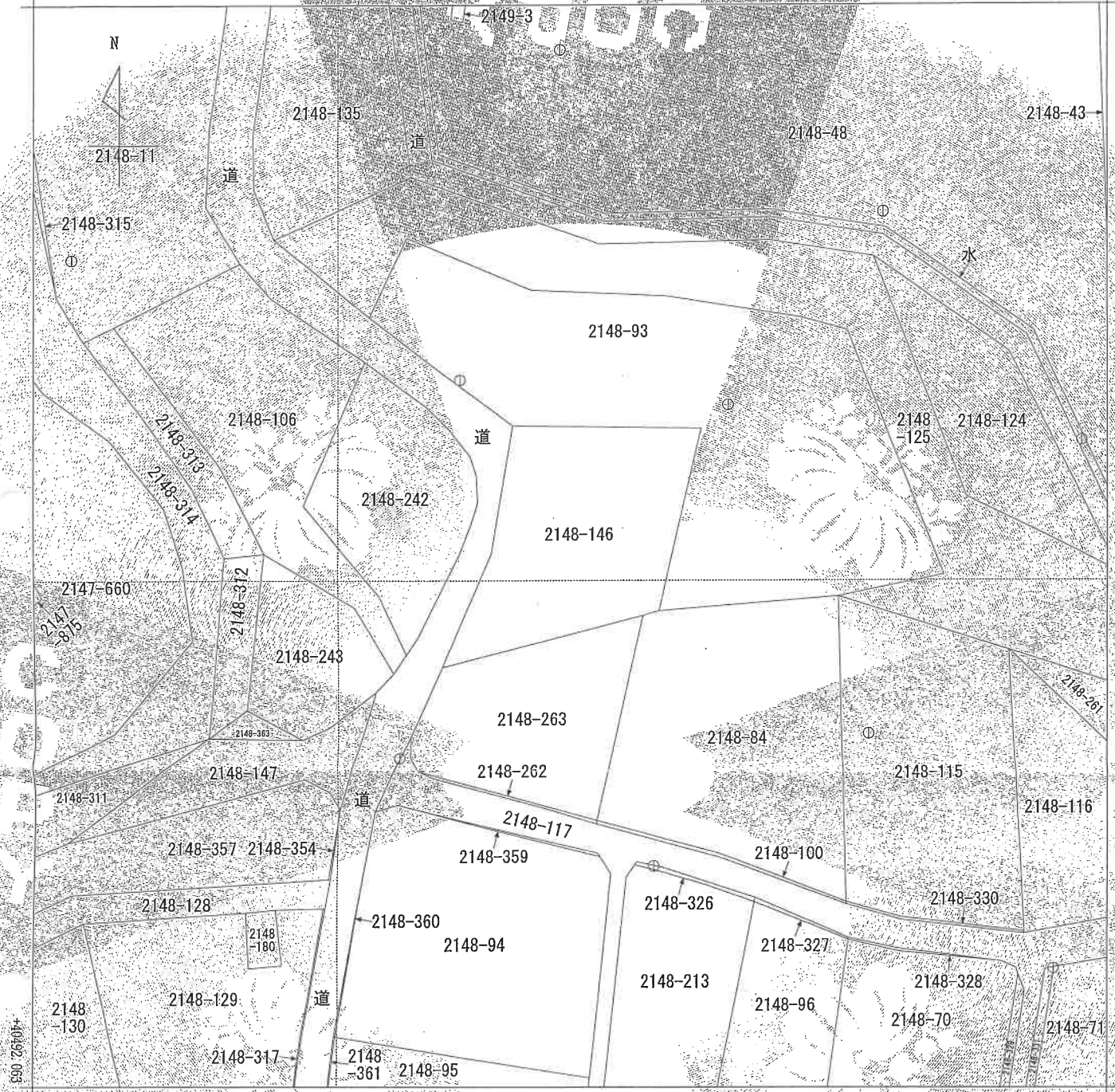
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年1月8日(木)	当 庁	軽井沢町関係資料請求 (郵送)
令和8年1月9日(金)	長野地方法務局佐久支局	登記事項証明書請求
令和8年1月13日(火) 14:40-14:55	物件所在地	占有調査、写真撮影、全戸不在
令和8年1月22日(木) 13:50-15:30	物件所在地	占有調査、立入調査、図面作成・写真撮影、全戸不在、評価人同行
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和8年1月22日 目的物件は不在であったので、立会人Bを立ち合わせ、建物内に立ち入ったが、建物内に施錠されている箇所があったので、同箇所を解錠業者に解錠させて調査した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

(座標値種別：図上測定)

+8008.369

+40518.063



+7883.369 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し
大字長倉

請求部	所在	北佐久郡軽井沢町大字長倉字赤岩			地番	2148番146			
出方尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	VIII	分類	地区(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	平成6年9月			備付年月日(原図)	平成7年8月25日			補記事項	

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(長野地方法務局佐久支局管轄)

令和7年11月10日

東京法務局

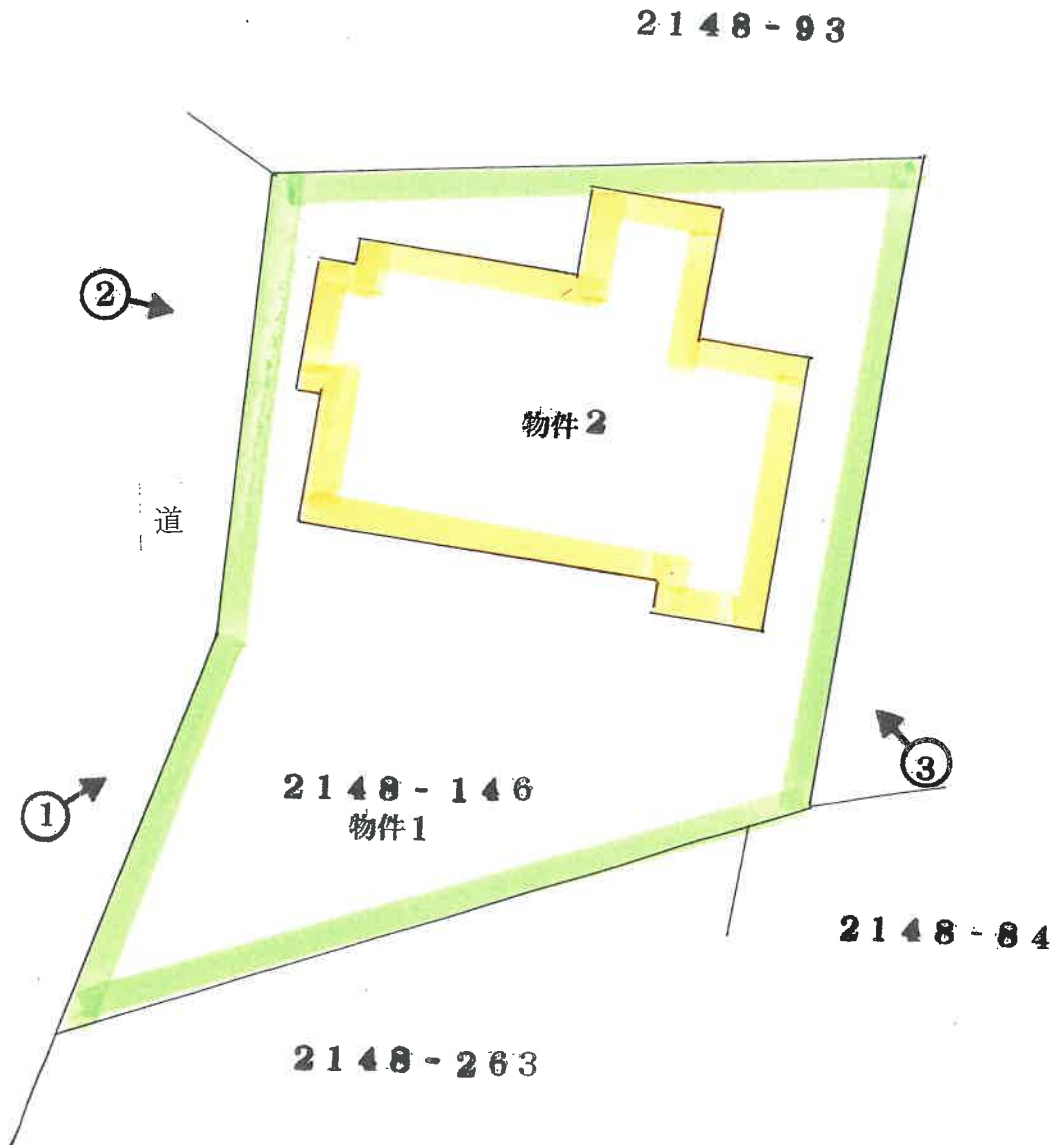
地図整理番号：M94045

登記官

(5枚)

A3をA4に縮小

土地建物位置関係図（概略図）



←○ 撮影場所・方向

NO. 1



NO. 2



NO. 3



NO. 4



NO. 5



NO. 6



NO. 7



NO. 8



NO. 9



(10 枚目)

令和 7 年(又) 第 16 号
令和 8 年 1 月 22 日 現地調査
令和 8 年 3 月 3 日 評 価

長野地方裁判所 佐久支部 御中

評 価 書

<土地・建物用>

評価人 不動産鑑定士

西入 将光^印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 9,190,000 円也	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 8,130,000 円也
物件2 (建物)	金 1,060,000 円也

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等価格を加算した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積 所有者	北佐久郡軽井沢町大字長倉字赤岩 2148番146 宅地 533.52㎡ A	○物件2の建物が存する。
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積 所有者	北佐久郡軽井沢町大字長倉字赤岩 2148番地146 2148番146 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 159.40㎡ 2階 24.06㎡ 株式会社塩壺温泉	
番号	特記事項		
	なし		

*現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	しなの鉄道線「中軽井沢」駅の略北方・道路距離約2,200mに位置する。 「軽井沢町役場」の略北北西方・道路距離約2,600mに位置する。 （別添「位置図」参照）	
付近の状況	当該地域は軽井沢町のほぼ中央北部に所在し、浅間山の南麓裾野で中軽井沢市街地から北方の群馬県方面へ延びる国道146号の至近背後に別荘、保養所、ホテル等が散在する閑静な別荘地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 第1種住居地域 60% 200% なし（建築基準法第22条区域） 第1種高度地区（10m以下）、軽井沢町自然保護対策要綱 長野県景観条例（浅間山麓景観育成重点地域） 埋蔵文化財の包蔵地は該当なし
画地条件	地積 形状 間口・奥行 地勢 その他	533.52㎡（登記数量） ほぼ整形 間口約30m・奥行約21～26m 地域としては北緩傾斜であるが、対象地はほぼ平坦。 なし
接面道路の状況	西側幅員約4.8mの舗装道路（認定外、建築基準法第42条2項道路に該当）と等高に接面する。	
土地の利用状況等	物件2の敷地として利用されている。 建物等の配置は附属資料建物配置図のとおり。	
供給処理施設	上水道 都市ガス 下水道	なし（町営水道、星野リゾート専用水道、及び千ヶ滝簡易水道の供給区域外） なし なし （注）敷地内までの引き込みを基準に、引き込みがある場合を「あり」、ない場合を「なし」とした。
特記事項	本物件の利用状況等についてAからの回答がないものの、Aと株式会社塩壺温泉との間で地代のやりとりは無い模様であり、土地使用に関しては使用貸借と判断した。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(公課証明書記載) 経過年数 経済的残存耐用年数	昭和14年 建築 約87年 約1年
仕 様	構 造 基 礎 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 布コンクリート 板張り、モルタル等 板張り、砂壁、漆喰、ボード等 竿縁天井、板張り、ボード等 畳、板張り等 電気等 特になし
床面積（現況）	1階 159.40 m ² 2階 24.06 m ² 183.46 m ² （登記数量）	
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅 附属資料の建物間取図のとおり
品 等	中等	
保守管理の状態	劣る（屋根の歪み、外壁の傷み、床の抜け落ち等、経年に伴う老朽化、物理的損傷が進行している。）	
建物の利用状況	所有者が居宅（空家）として利用している。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本件建物の南側には下屋があり、同部分には周壁が設けられている。 ・本件建物の玄関前に大きく張り出した庇が前面道路にはみ出している、若しくは本件建物の東側部分が地番2148-93(A所有)にはみ出している可能性がある。 ・本件建物は相当程度の期間、日常的な人の出入りはない模様である他、建物内には株式会社塩壺温泉の物と思われる帳簿等の書類や什器備品等が確認できる一方、その他第三者が使用占有する徴憑は見られなかった。 	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	41,900	0.99	533.52	0.85	18,810,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：類似性の存する軽井沢（県）-3より規準をして以下のとおり決定した。

地価調査 軽井沢-3

調査価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$27,600\text{円}/\text{m}^2 \times 106.3/100 \times 100/100 \times 100/70 \approx 41,900\text{円}/\text{m}^2$

時 点 修 正：地価調査の変動率を採用する。

標 準 化 補 正：標準的

地 域 格 差：街路，交通，環境，行政的条件等を考慮して決定した。

イ 個 別 格 差：上水道-1%

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物の取壊し費用等を考慮し決定した。

オ 建 付 地 価 格

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	178,000	183.46	0.01	330,000

イ 現況延床面積：登記面積による。

ウ 物件2の現価率：1.0%

経過年数約87年、経済的残存耐用年数約1年、観察減価率80%

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

残価率：R=5%

$$\text{現価率} = 0.05^{(87/88)} \times (1 - 0.8) = 0.01$$

エ 建物価格

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算して、さらに市場性修正、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合 (注)		土地利用権等価格 (円)
	ア	イ		ア×イ÷ウ
1	18,810,000	0.1	使用借権	1,880,000

イ 土地利用権等割合：売却により物件2の建物が存するための使用借権が発生するものと解される。使用借権は近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、建物利用としての権利の特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修正	競売市場 修正	評 価 額 (円)
	ア	イ	ウ	エ	オ	(ア±イ) ×ウ ×エ×オ
1	18,810,000	－ 1,880,000		0.80	0.6	8,130,000
2	330,000	＋ 1,880,000		0.80	0.6	1,060,000
一括価格 (合計)						9,190,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：室内に大量の書類や什器備品等が散乱している状況、及び本件建物が越境している可能性を有する状況等を考慮し決定した。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（軽井沢 県一3）

所 在：北佐久郡軽井沢町大字長倉字小谷ヶ沢2139番1559
価 格：27,600円/㎡
位 置：しなの鉄道線「中軽井沢」駅の北西方道路距離4,200m
価 格 時 点：令和7年7月1日
地 積：991㎡
供給処理施設：水道
接 面 街 路：南側6.5m私道
用途指定等：第1種低層住居専用地域（建蔽率30%，容積率50%）
地域の概要：大規模別荘団地内で中規模別荘、保養所等が建ち並ぶ別荘地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1：6,835,885円（12,812円/㎡）
物件2：339,107円

（注）ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、上記参考資料とは性質上異なるものである。

第7 附属資料

位置図（「軽井沢町所有の都市計画白図」写）

公図写

建物配置図・各階平面図写

建物間取図

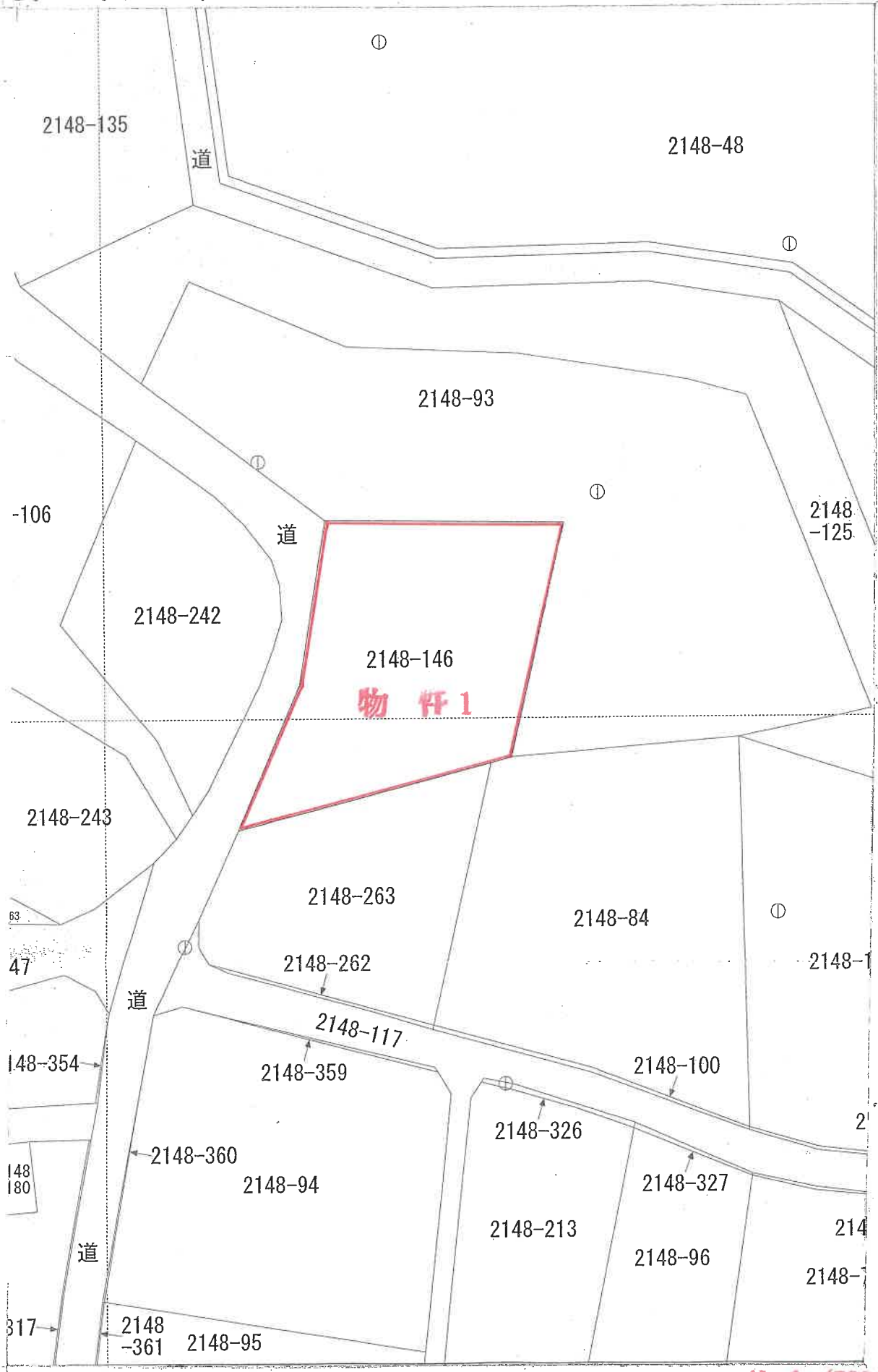
現況写真

以上

位置図



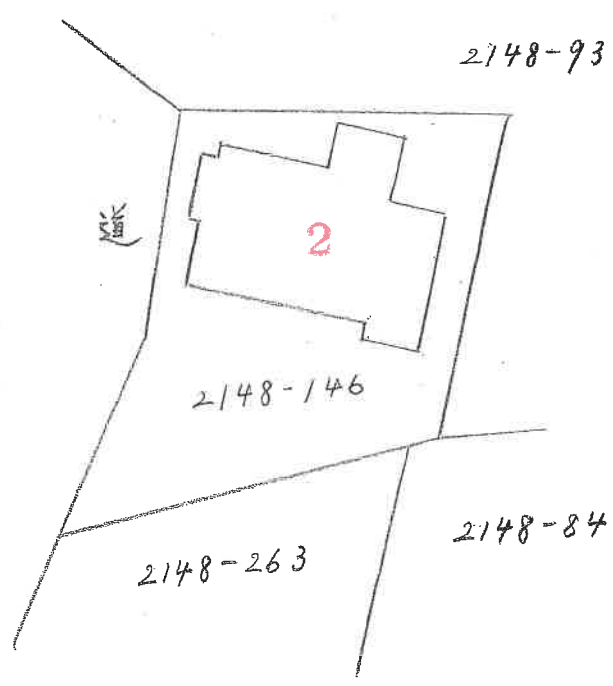
S=1/10,000



S=1/500

建物配置図

物件 2

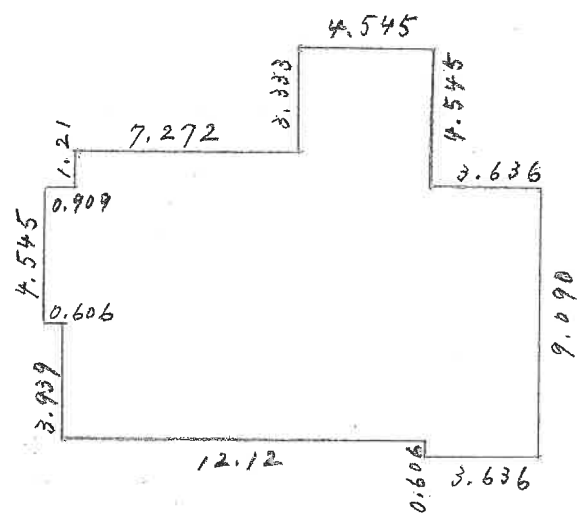


S=1/500

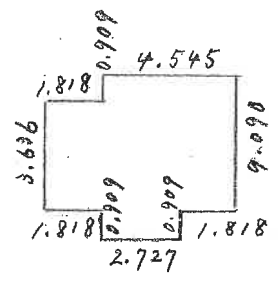
各階平面図

物件 2

1階



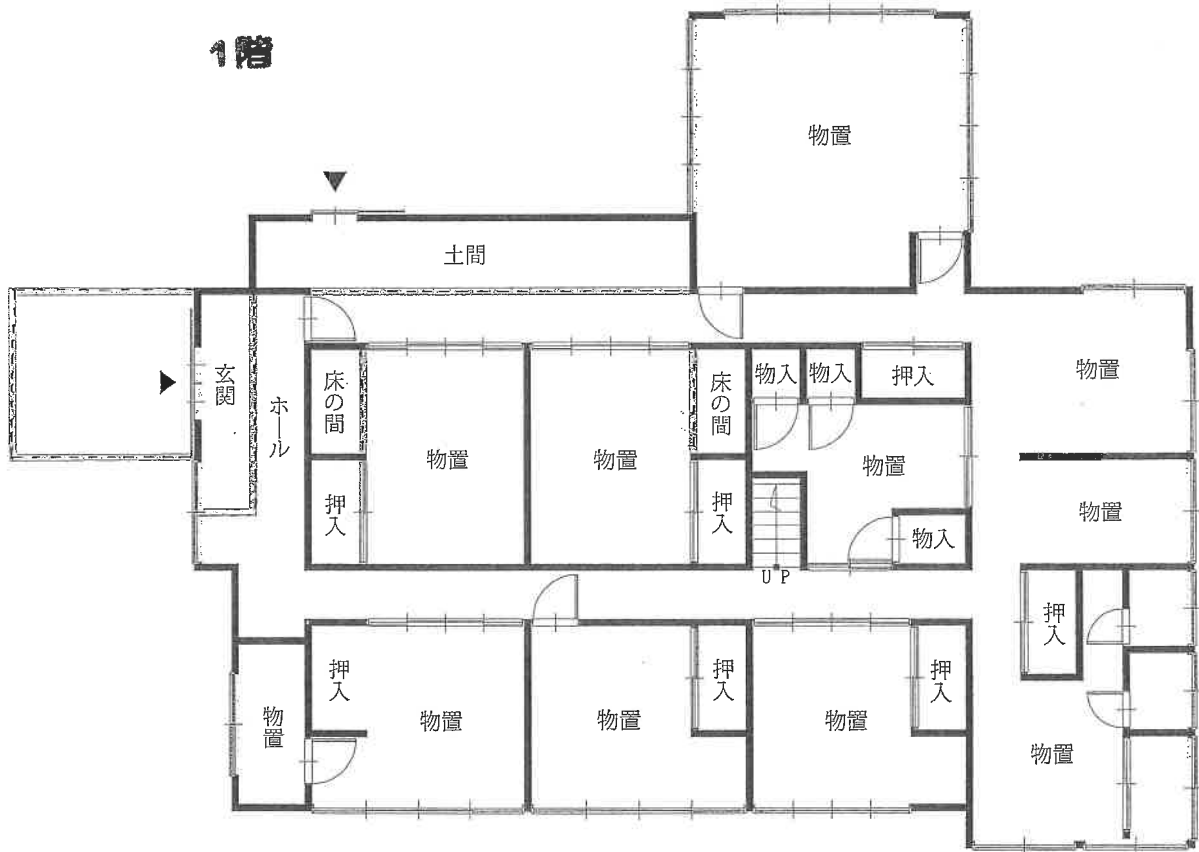
2階



S=1/250

間取り図

物件 2



2階

